

令和5年度 第2回 東御市文書館運営委員会 会議録

日時 令和6年2月14日(水)
午後2時から午後3時30分
場所 北御牧公民館 2階 第2学習室

○主催者（事務局）：教育委員会事務局教育部生涯学習課文化財係

○出席者

委員：児玉卓文委員長、花岡敏道職務代理、寺島隆史委員、渡邊洋子委員、小林利佳委員、齋藤英世委員
事務局：生涯学習課長 柳沢真由美、文化財係長 渋谷隆志、文化財係主査 山内智晴、文書館専門員 堀田雄二

○欠席者

なし

○討議内容及び経過

なお、個人情報に係る部分につきましては、公表を控えさせていただきます。

- 1 開会
- 2 あいさつ
委員長
- 3 協議事項

(1)新規寄贈歴史的な文書について

説明要旨

図書館で受贈した文書が図書館に移管となった。江戸時代の田中宿庄屋文書とおもわれる歴史的な文書である。保存袋に「小懸誌資料●●」という表記があるので、上田小懸誌編纂時資料として利用し整理されたものとおもわれる。

質疑・意見

委員 所有者、図書館での受贈となった経緯は確認できているのか。
事務局 図書館での経緯が確認できていない。新館建替え以前に受贈となったようだが所有者が確定していない。小懸誌編纂に協力した県区の●●●●氏がまとめて図書館に持込んだのか、または●●氏ご家族によるのか。内容は●●家文書であるので所有者であったであろう田中区●●家からの受贈も確認しなければならない。
委員 小懸誌の編纂資料に使ったとなると、50年程前になる。その後、どのように保管されてきたのか。
委員 小懸誌編纂資料については、その発刊元の小県上田教育会で調べることができる。教育会で資料の出典先が記録されている。
委員 戌の満水等の歴史的経過の記録も確認できる文書かもしれないので期待したい。
事務局 資料として整理したであろう●●氏が保管していたのかかもしれない。●●氏宅、

田中区の●●家にも問い合わせ、所有者と経緯を把握し、寄贈、寄託について確認のうえ、文書館での受贈としたい。

委員 所有者、受贈の経緯を再確認し、内容調査と保存活用の手順を進められたい。

(2) 公開予定文書取扱確認について(原本所蔵先)

説明要旨

3件の歴史的文書の公開活用可否について、原本の所蔵先に確認し回答を得た。

・海野宿●●家文書である●●家文書のマイクロフィルムと写しを保管。早稲田大学図書館に原本が寄贈。41年前の東部町立図書館開館時に講座用資料としてフィルム撮影、写しがプリントされた。公開活用は不可。当時の講座資料での許可であり他の利用はできない。今後、調査等が必要な場合も許可申請のうえ、原本を閲覧されたいとのこと。

・江戸時代から明治初期の祢津●●家文書の写しを保管。その元資料がマイクロフィルムとして国文学研究資料館に寄託。所蔵先担当部署を介して、原本所有者連絡先の回答あり。公開可否については、所有者との書簡での協議となる。

・北御牧村誌編纂時の資料として布引鐵道関連の長野県文書写しを保存。所蔵先は長野県立歴史館。県公文書は歴史館所蔵史料として管理されているので二次的利用は不可。申請内容によって閲覧が可能。

質疑・意見

委員 ●●家文書のマイクロフィルム撮影に関する公文書は保存されていないか。

事務局 41年前なので、業務の公文書は確認されていない。

委員 同時期に始まった東部町誌編纂のための資料収集であったのではないだろうか。

事務局 当時の図書館長から直接、講座資料としたことをお聞きした。講座参加者からも資料としての活用を聞いている。図書館の開館にむけた熱心な意気込みがあったものとおもわれる。

委員 図書館の業務として資料収集されたのであれば、それも開館当時の歴史的な意味を持つ取り組みであったとおもう。●●家文書は寄託ということもあってなのか、所有者との協議を進め、活用の許可に期待したい。

(3) 公開文書目録判断基準について

説明要旨

前回委員会で提示した判断基準(案)について再考した。当委員会で審議いただいた結果をもって当市文書館での判断基準として運用していきたい。

委員 古文書と公文書との基準の分別をどうするべきか。公文書では公開制限があったとしても古文書調査においては制限するべきではないと考えるのだが。目録公開はどうするのか。制限対象の文書は目録も開示しない施設もあることはあるが。

委員 施設や自治体によっても違いはあるだろうが、目録については公開してはどうだろうか。開示ごとに検討するものとして判断基準に注釈を追加してもいいのでは。

委員 制限対象と考えられる文書であっても目録は公開したい。文書そのものの存在が未確認とならないように。

- 委員 古文書調査をする研究者は適切な対応をしてくれるものとおもうが、地域の捉え方などでは、近い先祖に繋がってしまう場合もある。
- 委員 実際に古文書の調査をされている経験からの判断も考えられるので、古文書と公文書とを分別しての判断ができればよいとおもうのだが。
- 委員 冒頭の、基本的な考え方への注釈追加はどうだろうか。
- 委員 基本的な考え方にある(以下「歴史的公文書等」という。)を削除してはどうか。
- 事務局 確認します。判断基準(案)「1 基本的な考え方」1行目から2行目(以下「歴史的公文書等」という。)を削除するというのでよいでしょうか。
- 委員 全員了承
- 委員 この審議結果により、判断基準を運用し目録を公開していくということでよいか。
- 事務局 審議結果報告のうえ運用するものとし、随時、目録を整理して公開を進めます。

(4)久保在家遺跡展の開催について

説明要旨

2月9日から3月25日、文書館での企画展として久保在家遺跡展を開催。新張、原口地籍で発掘された縄文中期遺跡の出土品を展示紹介する。3月20日には元県立歴史館学芸員の専門研究者による市民学習会も開催する。

委員 久保在家遺跡に関する企画展は初めてだろうか。

事務局 35年前に広範囲で発掘調査された遺跡の、初めての企画展です。

※委員会終了後、文書館にて展示解説

4 その他

事務局 R6年度より文化財係業務が市長部局に移管、文化振興係に再編となる旨を報告。

5 閉 会